

第3 使用許可の基準（規則第12条関係）

行政財産の使用許可は、規則第12条に定めるところにより行うことができる。使用許可に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 「地方公共団体」とは、法第1条の3でいう地方公共団体であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体である。普通地方公共団体とは都道府県及び市町村であり、特別地方公共団体とは特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団である。地方公共団体の組合には、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合がある。
- (2) 「その他公共団体」とは、法令にもとづき、国の特別の監督の下に一定の行政を行うことを存立の目的と与えられた法人で、地方公共団体以外の公共団体をいう。具体的には、土地改良区、土地区画整理組合、水防組合等である。
- (3) 「公共的団体」とは、法人格の有無を問わず、公共的な活動を営むもので、例えば、農業協同組合・森林組合・消費生活協同組合・商工会議所等の産業経済団体、教育団体・青年団・婦人会・文化団体・スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体、社会福祉団体・日本赤十字社等の厚生社会事業団体、特定非営利活動法人、公益法人等である。
- (4) 「公用」に供するとは、国、地方公共団体その他公共団体が事務又は事業を行うために直接使用する場合をいう。
- (5) 「公共用」に供するとは、保育所、公園敷地、公民館等住民の一般的共同使用のために供する場合をいう。なお、公共的団体が当該団体の事務事業の用に使用する場合も公共用として取扱うものとする。
- (6) 「公益事業の用」とは、第2の3(2)アに掲げる事業のほか、郵便事業、運輸事業、医療又は公衆衛生のための事業等、社会公衆の日常生活にとって欠くことのできない必需のサービスを提供する事業の用に直接供する場合を言う。
- (7) 業務委託契約等により行政財産を使用させる場合、契約で定める範囲においては使用許可を要しない。ただし、冷暖房費、光熱水費等を別途徴収する必要がある場合については、当該契約又は別途使用許可することにより、徴収の根拠を明らかにすること。
- (8) 指定管理者に管理させる公の施設において、当該施設の設置目的から逸脱しない指定管理業務の範囲内で行うものについては、使用許可は不要であるが、その他の場合については使用許可が必要である。その他の場合とは、概ね次に掲げるものをいう。
 - ア 電気、水道、ガス事業等の用に供する線路等(これに相当する原形の変更を伴う場合を含む。)
 - イ 職員のための駐車場
 - ウ 利用者の利便に供する以外のもの